



2018年10月12日

各 位

会 社 名 株式会社 Gunosy
代 表 者 名 代表取締役 竹谷 祐哉
最高経営責任者
(コード番号：6047 東証第一部)
問 合 せ 先 執行役員 堀 部 聡
(TEL. 03-6455-4560)

韓国における訴訟提起のお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、韓国法人であるYello Mobile Inc.（以下「Yello Mobile社」といいます。）に対して売買代金支払請求訴訟を提起することを決定し、同日付にて韓国ソウル中央地方裁判所に提起いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

1. 訴訟の概要

(1) 訴訟提起の原因

当社は、Yello Mobile社との間で締結した2017年10月13日付株式売買契約に基づき、同社に対して売買代金債権を有しておりますが、支払期日であった2018年6月30日以降、本日まで当該売買代金の一部が支払われておりません。

当社は、当該支払期日以降もYello Mobile社と支払いに関する協議を重ねてまいりましたが、合意に至ることができませんでしたので、未払代金1,999,731,540ウォン（約197百万円※）及びそれに対する遅延損害金の支払いを求めるため、今回の訴訟提起に至ったものであります。

※円換算は、100ウォン=9.86円（10月11日現在）で記載しております。

(2) 訴訟を提起した裁判所及び年月日

韓国ソウル中央地方裁判所

2018年10月12日

(3) 訴訟の当事者

原告：当社

被告：Yello Mobile Inc.

（本店所在地：139, Dosan-daero, Gangnam-gu, Seoul, the Republic of Korea）

2. 今後の見通し

当該株式に対しては、その全額を2017年5月期連結会計年度及び2018年5月期連結会計年度の業績へ特別損失（投資有価証券評価損）として計上済みであります。なお、訴訟の判決次第で当社業績に影響を及ぼす可能性があります。開示が必要な事象が発生した場合には速やかに開示いたします。

以 上